

『生命共済』・『ラブ生命共済』・『フレンド共済21』・『傷害共済』・
『ファミリー交通傷害共済』・『シルクシニア【生命医療共済（シニア選択緩和型）】』
にご加入のお客さまの『相談・苦情窓口』のご案内

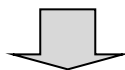
平成27年9月1日
ぐんま共済協同組合

ぐんま共済協同組合では、ご利用の皆さまに、より一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、下記の連絡先において、ご相談および苦情を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

1. まずは、ぐんま共済協同組合（以下、「当組合」と言います。）までお申し出ください。

<p>ぐんま共済協同組合 各種相談・苦情係 Tel 027-254-5711（代）</p> <p>〒371-0841 群馬県前橋市石倉町4-9-10 受付時間：9：00～17：00 （ただし、土・日曜日、祝祭日および年末年始は除きます。）</p>

※ 資料請求・契約事務手続・契約内容の照会につきましては、当組合で受け付けております。



2. 苦情などのお申し出につきましては、当組合で迅速・丁寧・誠意ある対応をいたしますが、解決がつかない場合には、下記の中立的な第三者機関へ紛争解決の申し立てを行うことができます。連絡方法、申し立て後の紛争解決までの流れ等をご説明させていただきますので、当組合の各種相談・苦情係にお申し付けください。次ページに中立的な第三者機関に紛争解決の申し立てをした場合の『苦情処理手続きの流れ』を掲示しております。

下記の弁護士会の紛争解決センター・仲裁センター（以下、「センター」と言います。）に紛争解決を依頼した場合、あっせん・仲裁の申立手数料およびセンターでの話し合いの都度発生する期日手数料は、当組合で負担いたしますが、お客さまのセンターまでの交通費等および紛争解決後に仲裁人等が定めたお客さま負担分の成立手数料は、お客さまの負担となりますのでご了承願います。

東京弁護士会 紛争解決センター Tel 03-3581-0031	第一東京弁護士会 仲裁センター Tel 03-3595-8588	第二東京弁護士会 仲裁センター Tel 03-3581-2249
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館6階 受付時間 9：30～12：00 13：00～15：00 （ただし、土・日曜日、祝祭日および年末年始は除きます。）	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館11階 受付時間 10：00～12：00 13：00～16：00 （ただし、土・日曜日、祝祭日および年末年始は除きます。）	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館9階 受付時間 9：30～12：00 13：00～17：00 （ただし、土・日曜日、祝祭日および年末年始は除きます。）

※ プライバシー保護のため、お問い合わせ・お申し出は契約者ご本人さまよりお願いいたします。

以上

苦情処理手続きの流れ

